

協議第 25 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 慣行の取扱いについては、基本的に小田原市の例により統一する方向で調整するが、南足柄市の文化や産業の特性上、継承する必要があるものは、合併後の市において新たに制定する等の調整を行う。

平成 29 年 4 月 25 日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・慣行は、市の基本的な姿勢を示すものであり、かつ、合併後の市における市民の一体感を醸成していくものであることから、可能な限り統合を行うことが望ましいため。